

吹田市職員措置請求に係る監査の結果を次のとおり決定します。

令和3年7月20日

吹田市監査委員 橋本 敏子

吹田市監査委員 谷 義孝

吹田市職員措置請求監査結果

第1 結論

令和3年5月28日に提出され、同日付で受理された吹田市職員措置請求について、監査した結果、理由がないものと判断し、棄却します。

判断の理由については、「第5 監査の結果」の「2 判断」に記載しています。

第2 請求の内容等

1 請求の内容

請求書に記載された内容は、次のとおりです。

(請求人からの申出により一部を修正)

吹田市職員措置請求書

1. 請求の要旨

第1 請求の趣旨

吹田市議会議員 有澤ゆま氏、石川勝氏、および後藤恭平氏又は会派吹田新選会に対し、政務活動費935,640円又は相当額の返還請求権を行使するよう吹田市長 後藤圭二に勧告することを吹田市監査委員に請求する。

第2 請求の原因

会派吹田新選会に所属している吹田市議会議員や、過去に会派吹田新選会に所属していた元吹田市議会議員らは、長らく政務活動費を不適切に支出し、不当に利得を得、吹田市に損害を与え続けてきた。吹田新選会関連者によるこのような不正は少なくとも2012年から行われてきている。吹田市監査委員は、吹田新選会の2017年度の政務活動費にも、2018年度の政務活動費にも、不正があったと判断している。今回の住民監査請求は、2019年度（2019年6月から2020年3月）に吹田新選会に所属している議員らによって不適切に支出された政務活動費があるから、返還請求権を行使するよう吹田市長に勧告するよう吹田市監査委員に求めるものである。

会派吹田新選会は、2019年6月から2020年3月の間に、①毎月の事務手当として90,000円を

10か月分および②労働保険料として3,240円、合計903,240円を政務活動費から支出した。

請求人は、吹田新選会に所属する議員の政務活動及び/又は吹田新選会関係者の政務活動に分類されない雑務等を補助している者は、A氏であると、元吹田市議会議員やその他吹田市政関係者より伺っている。より詳細には、吹田新選会議員の政務活動及び/又は吹田新選会関係者の政務活動に分類されない雑務等の補助者は、A氏が担当し、その後一定時期は会派吹田新選会に所属していた元吹田市議会議員であるB氏の配偶者であるC氏が担当し、さらにその後はA氏が担当しているとのことだった。吹田市議会に会派吹田新選会が提出した前記①②の人件費に係る領収書は、具体的な支払い先は黒塗りになっているので、書類上、会派吹田新選会が直接、A氏を雇用しているという建前にしているのか、あるいは会派吹田新選会とA氏の間には何らかの団体（吹田新選会関係者の関係する政治団体又はその他団体）が入り、何らかの団体によって間接的に雇用されているという建前にしているのかは、不明である。吹田新選会議員は、政務活動費から直接的又は間接的にA氏に対し、按分せずに人件費を支払っているものの、A氏は政務活動に分類されない事務等を相当程度行っている。吹田新選会は、政務活動費を直接的又は間接的に、按分せずにA氏に支払っているが、適切に按分して人件費を支払うというべきである。合計903,240円を按分せずに政務活動費から支出することは、違法な公金の支出というべきである。

「吹田新選会によって雇用されていると思われる人物が、定例会開催日に会派控室に出入りしているのを見た」との目撃情報もあるかもしれないが、会派控室に出入りしたという事実のみをもって、当該個人が政務活動にのみ従事していたということはできない。吹田新選会関係者は、吹田新選会の会派控室にて、B氏が衆議院議員総選挙に立候補する際の広報物を制作していたという目撃情報もある。

A氏の氏名は、政務活動費が違法に支出されていると吹田市監査委員が判断した吹田新選会のホームページのうち、寄付金を募るページに、当氏の氏名が掲載されていた。当該ホームページについては、2019年7月末頃より、当該ホームページにアクセスすると「メンテナンス中」と表示されるようになっており、現在は掲載内容を確認できない状態になっている。

吹田新選会関係者が関与している政治団体やその他団体のうち、A氏が関与している団体として、請求人が認識している団体は、次の通りである。

- ア 政治団体 D 全国会
- イ 政治団体 吹田新選会
- ウ 政治団体 D×吹田新選会
- エ 政治団体 E
- オ 政治団体 F
- カ G株式会社
- キ H会

ア 政治団体D全国会の収支報告書に記載されている代表者の氏名はB氏、会計責任者の氏

やその準備活動、その他政治活動の手伝い、その他吹田市政と直接関係ないボランティア活動などをさせてきている、あるいはインターン生に手伝ってもらってきているというべきであるから、前記支出に按分せずに政務活動費を充当することは認められず、当支出は違法な公金の支出というべきである。

2. 請求者 (略)

3. 地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求する。

2 証拠書類

請求書に添付された証拠書類は、次のとおりです。

- ・ 石川勝氏のフェイスブック及びツイッターに関するウェブページ（平成28年9月30日、平成31年2月17日、同月23日、同月25日及び同年4月20日のページにインターンシップ生との活動に関する記述があります。）
- ・ B氏に関するウェブページ
- ・ Kに関するウェブページ
- ・ 特定非営利活動法人Lの議員・首長インターンシッププログラムに関するウェブページ
- ・ 会計責任者A氏のグーグルによる検索結果に関するウェブページ
- ・ G株式会社及びH会に関するウェブページ
- ・ 吹田新選会の令和元年度 吹田市議会政務活動費収支報告書、出納簿及び支払伝票
- ・ Fの令和元年分政治団体の収支報告書
- ・ Eの令和元年分政治団体の収支報告書
- ・ D発会10年記念パーティに関する文書
- ・ D×吹田新選会の令和元年分政治団体の収支報告書
- ・ D全国会の平成30年分・平成29年分政治団体の収支報告書
- ・ 吹田新選会の令和元年分政治団体の収支報告書

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

吹田市議会議員から選任された橋本潤委員及び柿原真生委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第199条の2の規定により除斥としました。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和3年6月18日に請求人による証拠の提出及び請求の趣旨を補足する陳述がなされました。

(1) 証拠書類

提出された証拠書類は次のとおりです。

- ・ 石川勝氏のフェイスブックに関するウェブページ（令和元年9月27日のページにインターンシップ生が献血を行ったという記述が、同月29日のページに同年10月27日に開催するインターン生のイベントに関する案内の記述が、同年11月1日のページにインターンシップ生との活動に関する記述があります。）
- ・ 吹田新選会に関するウェブページ

(2) 請求人陳述

請求人の陳述の内容は、証拠書類についての説明のほか、おおむね次のとおりです。

- ・ 政務活動補助員に関する費用支払の基本的な考え方として、按分が必要な場合と必要ではない場合があり、政務活動補助員が政治団体の後援会の事務等の政務活動に該当しない活動をしている場合は按分すべきである。また、会派の政務活動の補助だけを行っている場合は、按分の必要はない。
- ・ ボランティアが政治団体の活動に参加している場合には、そのボランティア活動自体が政治団体への寄附に該当するので、政治団体収支報告書に寄附として計上、記載すべきであり、その金額は、当該ボランティア個人の時給等を勘案するべきである。
- ・ 政務活動補助員の雇用契約書と勤務実態が異なる場合もある。
- ・ A氏とA氏は同一人物である。
- ・ 吹田新選会の会計帳簿等の書類の筆跡と政治団体収支報告書に記載されている筆跡が同じであると考えている。
- ・ A氏は、Dの運営に関わっている。
- ・ Dと吹田新選会の関係が深いということを過去の監査結果か判決文に記載されていたと思う。
- ・ 2019年においてもB氏と石川勝氏の吹田新選会の2連のぼりがあったので、B氏は、今もなお吹田新選会に深く関わっている。また、有澤ゆま氏は、Dの関係者と親交があり、無関係ではないことがうかがえる。
- ・ インターンシップ生の活動については、Lに規約があったとしてもそのとおりに活動するとは限らないし、規約どおりに活動したとしても政務活動費の支出に充当できるとも限らない。
- ・ 未来国会の活動は、吹田市議会と直接関係がない。
- ・ 他に吹田市でインターンシップ生を受け入れている議員もいるが、誰も政務活動費で支出をしていない。
- ・ I氏が吹田市議だった頃に、インターンシップ生は同氏が代表を務めていた団体に参加するなど、議会活動以外の議員の個人的な活動にも参加している。
- ・ 政務活動補助員に関する費用支払の基本的な考え方と政治団体収支報告書の記載

について説明した内容は、具体的な判例等の考え方を引用したのか、それとも個人的な考え方なのかという問いについては、少なくとも個人的な考えになる。政務活動補助員が会派控室で政務活動以外の調査を行っていたため支出が違法であるという判例を見たことがある。知人に教えてもらった部分や府議会事務局での運用を府議会の職員に教えてもらったことが私の考えに影響を与えていると思う。

3 関係職員の事情聴取

所管の議会事務局に対し資料の提出を求め、令和3年6月25日に関係職員から事情聴取を行いました。

(1) 提出資料

- ・ 令和元年度の政務活動費の交付、支出、検査等の根拠となった条例、規則、要領、手引等
- ・ 令和元年度の吹田新選会の政務活動費に関する申請から市長への収支報告書の送付までの一連の起案文書
- ・ 令和元年度の会派の活動を補助する職員（以下「補助職員」といいます。）に対する人件費（事務手当、労働保険料）に係る支払伝票及び添付書類
- ・ 令和元年度の研修費（特定非営利活動法人Lへのインターンシップ生受入れに伴う議員会員費）に係る支払伝票及び添付書類
- ・ 補助職員の勤務実績が分かる資料

(2) 聴取内容

提出資料や政務活動費交付制度の概要、経緯などについての説明のほか、聴取内容はおおむね次のとおりです。

ア 本件人件費に係る聴取内容

- ・ 本市の政務活動費の人件費は、会派控室を勤務場所とし、政務活動の補助を業務内容とする雇用契約に基づく人件費に対してしか交付しないので、按分にはなじまない。
- ・ 人件費の額の妥当性については、議会事務局において基準を定めることはせず、会派の判断に委ねているが、もしも著しく高い事例があれば、妥当性を検討することになると思う。本件人件費の額は、他の会派の水準と同程度であり、妥当である。
- ・ 補助職員の業務従事状況の確認については、補助職員雇用届の提出のほか、必要に応じて口頭での聴取りも行っている。また、勤務場所が会派控室であることから、議会事務局職員も日常業務の中で状況を目にしている。請求人が主張しているような政務活動以外の業務に従事しているという話は聞いたことがない。

イ 本件研修費に係る聴取内容

- ・ インターンシップ生の受入れに研修費を充当する妥当性については、インター

ンシップ生が一定期間、議員と共に活動を行う中で、市政に対する若年層の視点を把握することができ、政策立案活動等につなげることが可能であるため問題はない。また、インターンシップ生の受入れに係る議員会員費に政務活動費の研修費を充てることは、他市でも事例があり、それを肯定する判例もある。

- ・ 当該研修費の充当が妥当である理由は、インターンシップ生と議員が共に活動を行うことにあるので、対象期間中にインターンシップ生がどのような活動を行っているかは問題ではなく、議会事務局として確認もしていない。

第4 監査の対象

請求の要旨及び陳述の内容等から、監査の対象を次のとおりとしました。

- ① 本件会派の補助職員に対する事務手当及び労働保険料を政務活動費から支出したことは違法であり、市に損害を与えているか。
- ② 特定非営利活動法人Lに対しインターンシップ生受入れに伴う議員会員費を政務活動費から支出したことは違法であり、市に損害を与えているか。

第5 監査の結果

1 事実関係

関係職員の事情聴取及び提出資料により、次のとおり事実を確認しました。

(1) 政務活動費交付制度の概要

ア 根拠法令等について

地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中、地方議会の審議能力強化のため地方議員の調査活動基盤の充実を図るという観点から、平成12年5月に法が改正され、地方自治体は条例により議会における会派等に対し政務調査費が交付できるようになりました。

その後、平成24年9月の法改正により、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること（法第100条第14項関係）、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めること（法第100条第16項関係）が定められました。

本市では、吹田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年吹田市条例第26号。以下「条例」といいます。）及び吹田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年吹田市規則第26号。以下「施行規則」といいます。）を制定し、さらに、使途基準の明確化を図るために、吹田市議会政務活動費の取扱要領（平成25年3月1日制定。以下「取扱要領」といいます。）を定めるとともに、議会事務局が作成した、支出に際しての留意事項等をまとめた政務活動費のてびき（以下「てびき」といいます。）を全議員に配布しています。

イ 本市における政務活動費の取扱いについて

- (7) 政務活動費の交付の対象（条例第2条）
吹田市議会における会派（1人以上の議員で構成される団体であって、議長に届出のあったものをいう。）
- (i) 政務活動費の額（条例第3条第1項）
各月1日における会派の所属議員数に月額110,000円を乗じて得た額
- (ii) 交付の方法（条例第3条第2項）
各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月の分を交付する。
- (iii) 収支報告書等の提出（条例第7条）
政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、施行規則で定める期限までに議長に提出しなければならない。議長は、前項の規定により提出のあった収支報告書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。
- (iv) 政務活動費の返還（条例第8条）
政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入の額が支出の額を超えるときは、当該超える額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。
- (v) 透明性の確保（条例第10条）
議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

ウ 政務活動費の使途基準について

- (7) 政務活動費を充てることのできる範囲（条例第5条、別表）
会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に対して交付する。

（別表）

| 項 目 | 内 容 |
|-------|--|
| 人 件 費 | 会派の活動を補助する職員の雇用に要する経費 |
| 研 修 費 | 研修会の開催に要する経費及び会派以外の者が開催する研修会への参加に要する経費 |

- (i) 政務活動費で支出できないもの（取扱要領）
- ・ 交際費的な経費
せん別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状（購入及び印刷代金）など
 - ・ 海外出張旅費
 - ・ 政党本来の活動に属する経費
党費、党大会ほか党務に関する会議の参加経費（旅費を含む。）など

- ・ 政治団体発行の機関紙印刷代
- ・ 選挙活動に伴う経費
- ・ 回数券等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手、郵便はがきの購入に要する経費
- ・ その他名目のいかんを問わず議員個人に支給する経費

(ウ) 按分による支出（取扱要領、てびき）

政務活動以外の活動にも使用されることが明確で、政務活動費と区分することが困難な経費については、次のとおり按分率や上限額を設けて支出しています。

- ・ 調査研究費のガソリン購入費 3分の1とし月額上限8千円
- ・ 通信費の自宅（連絡所）設置電話使用料 3分の1とし月額上限5千円
- ・ 通信費の携帯電話使用料 3分の1とし月額上限5千円
- ・ 通信費のインターネット接続料（携行用） 3分の1とし月額上限3千円
- ・ 通信費のファクシミリ使用料 月額上限3千円
- ・ 事務所費 賃借料の3分の1とし月額上限5万円
- ・ 事務費の携行用事務機器購入費 3分の1

(エ) 政務活動費の支出例及び留意点

てびきに記載されている支出項目別留意点のうち、本件に係る人件費及び研修費については、次のように定められています。

（人件費）

| | |
|-------|---|
| 内 容 | 会派の活動を補助する職員の雇用に要する経費 |
| 支 出 例 | 給料、手当、賃金等 |
| 留 意 点 | <p>■ 支出が認められている補助職員とは</p> <p>会派控室において、政務活動費交付の趣旨にのっとり業務に従事する者</p> |

（研修費）

| | |
|-------|--|
| 内 容 | 研修会の開催に要する経費及び会派以外の者が開催する研修会への参加に要する経費 |
| 支 出 例 | 講師謝金、会場費、茶菓子代、旅費、郵送料、参加費等 |
| 留 意 点 | <p>■ 旅費</p> <p>旅費の支出は、吹田市旅費条例の定めるところによる。</p> <p>■ 茶菓子代</p> <p>社会通念上、適当と認められる範囲のものに限る。 （ペットボトルのお茶、茶菓子等）</p> |

エ 政務活動費の検査について

政務活動費の検査については、施行規則第7条によると、議長は会派の代表者から提出のあった収支報告書並びに領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿（以下「収支報告書等」といいます。）について検査を行うとされており、

吹田市議会政務活動費の検査実施要領（平成25年3月1日制定。以下「検査実施要領」といいます。）によると、議会事務局長は議長の命を受け、収支報告書等の検査を行うとされており、検査に当たっては、条例、施行規則及び取扱要領並びに議会運営委員会の確認事項の趣旨にのっとり行うものとなっております。

また、検査実施要領によると、年度終了後の検査に備え、会派の代表者は毎年度第2四半期終了後、速やかに領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿を提出し、議会事務局長の閲覧に供しており、議会事務局長は、検査において疑義があると認めるときは、当該会派の代表者に対して説明を求めることができ、議長は、検査の結果、執行内容を不適正なものとしたときは、当該会派の代表者に修正を命じることができます。

(2) 本件に係る政務活動費について

ア 政務活動費の収支状況等について

令和元年度（6月～3月分）における本件会派の政務活動費の収支状況は、令和2年5月28日付けで議長から市長に送付された収支報告書の写しによると次のとおりです。

| 収入合計額（A） | 支出合計額（B） | 残額（A－B） |
|------------|------------|------------|
| 3,300,000円 | 1,032,884円 | 2,267,116円 |

収入の額が支出の額を超えた2,267,116円については、同月26日に返納されています。

イ 政務活動費の充当状況について（本件監査請求に係る項目のみ抜粋）

(7) 本件会派の補助職員に対する人件費

| 支出年月日 | 金額 | 支出内容 |
|------------|----------|------------|
| 令和元年6月25日 | 90,000円 | 事務手当（6月分） |
| 令和元年7月9日 | 3,240円 | 労働保険料 |
| 令和元年7月25日 | 90,000円 | 事務手当（7月分） |
| 令和元年8月23日 | 90,000円 | 事務手当（8月分） |
| 令和元年9月25日 | 90,000円 | 事務手当（9月分） |
| 令和元年10月25日 | 90,000円 | 事務手当（10月分） |
| 令和元年11月25日 | 90,000円 | 事務手当（11月分） |
| 令和元年12月25日 | 90,000円 | 事務手当（12月分） |
| 令和2年1月24日 | 90,000円 | 事務手当（1月分） |
| 令和2年2月25日 | 90,000円 | 事務手当（2月分） |
| 令和2年3月25日 | 90,000円 | 事務手当（3月分） |
| 合計 | 903,240円 | |

(イ) インターンシップ生受入れに伴う研修費

| 支出年月日 | 金額 | 支出内容 |
|-----------|---------|--|
| 令和元年8月20日 | 32,400円 | 議員会員費 令和元年8月1日～令和元年9月30日 3名（石川勝議員分） |

ウ 政務活動費に係る議会事務局の検査について

(ア) 本件人件費に係る検査について

検査実施要領に基づき、本件会派から提出された支払伝票について、添付されている領収書及び当初に提出を受けている補助職員雇用届と、金額、支払日及び支払先に差異がないかなどの検査を行いました。

(イ) 本件研修費に係る検査について

検査実施要領に基づき、本件会派から提出された支払伝票について、添付されている領収書と、金額、支払日及び支払先に差異がないかなどの検査を行いました。

2 判断

請求人は、政務活動費を充てることが適切でない「第4 監査の対象」の①及び②の財務会計行為について、政務活動費が支出されたことは、違法な公金の支出に当たるとして、本件会派に対し当該支出相当額の返還を請求する返還請求権の行使を市長に勧告することを求めています。

(1) 政務活動費に係る違法性又は不当性の判断基準

政務活動費については、平成22年3月23日の最高裁判所の判決（平成21年（行ヒ）第214号）において、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」とし、政務調査費に係る支出が、政務活動のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる場合には、特段の事情のない限り、これを用途基準に合致しない違法なものと判断されることになるとしています。

そして、平成21年12月17日最高裁判所判決（平成20年（行ヒ）第386号）においては、政務調査費の用途制限適合性は、政務調査費の具体的な目的や内容に立ち入っての審査の予定はしていない旨が判示されています。

また、平成25年1月25日の最高裁判所の判決（平成22年（行ヒ）第42号）においては、「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべき」と判示されています。

これらのことから、議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすには自主性、自立性が尊重されなければならないことを勘案すれば、個々の経費の支出

については議員の裁量的判断に委ねられるものであるが、一方で、政務活動費が用途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費が政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費に充てられた場合は、これらに相当する額について返還を求める措置を講じる必要があります。

本件の監査に当たっては、これらの考え方にに基づき、本件支出に係る内容と政務活動との合理的な関連性を確認した上で、用途基準に反する違法又は不当なものであるか否かを判断しました。

(2) 本件人件費の支出について

ア 人件費に係る用途基準

人件費については、取扱要領において、「会派の活動を補助する職員の雇用に要する経費」となっており、主な例として、給料、手当、賃金等が挙げられています。また、てびきによると、人件費の支出に当たっての留意事項として、支出が認められる補助職員とは、「会派控室において、政務活動費交付の趣旨にのっとった業務に従事する者」とされています。

なお、取扱要領には、政務活動以外の活動にも使用されることが明確で、政務活動費と区分することが困難な経費については、按分率や上限額を設けていますが、人件費については按分の定めはありません。

イ 本件人件費の支出の適否

請求人は、本件補助職員が政治団体の業務に従事している、すなわち、政務活動費の人件費が政治団体の業務に充てられているとして、その人件費の支払については按分すべきと主張しています。請求人の主張の根拠は、本件補助職員が政治団体の業務に従事しているにもかかわらず、当該団体からの人件費の支出がないことにあると認められます。

しかしながら、補助職員の勤務日がおおむね週に3日であり、無報酬で政治団体の職務に従事することも可能であることから、当該事実は、政務活動費の人件費が政治団体の業務に充てられている証拠とはならないものと判断します。

また、請求人は、雇用契約書が提出されていても勤務実態が異なる場合があると主張しています。

しかしながら、本件補助職員については、雇用契約書において就業場所が会派控室で、職務内容が政務活動業務である旨の記載があります。政務活動費の趣旨に合致した適法な雇用契約が交わされている以上、契約書どおりの業務に従事していると解するのが相当です。

平成29年3月16日の札幌地裁の判決（平成24年（行ウ）第6号）においても、「人件費についていえば、政務調査費の交付を受ける議員としては、政務調査活動を補助させるために自身が雇用する職員について、雇用契約書を作成し、支出の違

法性・相当性が争われた場合には、誰を被用者としてどのような内容の雇用契約が成立したのかを立証する最も基本的かつ重要な文書である当該職員の雇用契約を開示するなどして、これを説明できるようにしておくべきである。」と判示されています。

更に、本件においては、議会事務局職員が日常業務の中で補助職員の業務従事状況を現認しています。

以上のことから、本件人件費の全額に対して政務活動費を充当することは、使途基準に反するとはいえず、違法性又は不当性があるとはいえないものと判断します。

なお、請求人は、本件会派から支出された本件人件費が他の政治団体に支払われているおそれがあると主張しています。しかし、本件会派から補助職員に対する給与の領収書は、補助職員が給与として受領したことを証するものである以上、補助職員に支払われたものと解さざるを得ず、政治団体の収支報告書に関することについては、本市の政務活動費交付制度の範疇にはないことから、監査の対象外としています。

(3) 本件研修費の支出について

ア 研修費に係る使途基準

研修費については、取扱要領において、「研修会の開催に要する経費及び会派以外の者が開催する研修会への参加に要する経費」となっており、主な例として、講師謝金、会場費、茶菓子代、旅費、郵送料、参加費等が挙げられています。また、てびきによると、研修費の支出に当たっての留意事項として、旅費は「吹田市旅費条例の定めるところによる」、茶菓子代は「社会通念上、適当と認められる範囲のものに限る。(ペットボトルのお茶、茶菓子等)」とされています。

なお、取扱要領には、政務活動以外の活動にも使用されることが明確で、政務活動費と区分することが困難な経費については、按分率や上限額を設けていますが、研修費については按分の定めはありません。

イ 本件研修費の支出の適否

請求人は、本件会派の議員がインターンシップ生に吹田市政と直接関係のない選挙活動等をさせているとして、按分せずに政務活動費の研修費を充当することは違法であると主張しています。

議員がインターンシップ生を受け入れることは、一定期間、共に活動を行うことで、直接、市政に対する若年層の視点や意思を把握し、市政に反映させる政務活動となり得ることから、インターンシップ生の受入れに研修費を充当することが直ちに違法であるということはありません。

平成29年3月30日の広島高裁の判決(平成28年(行コ)第2号(原審:平成25年(行ウ)第12号(平成28年4月27日 岡山地裁)))においても、「議員が加入する

団体の会費が使途基準に適合しないかどうかは、まずもって、当該団体に参加することが、会派又は当該議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性を欠いているかどうかという観点から判断されるべきである。その場合、当該議員が、団体の活動に参加する場合はもちろんのこと、団体の活動それ自体には参加しない場合であっても、団体を通じた他の会員と交流や、団体からの情報提供によって、調査研究に資する場合があることもまた否定し難いのであるから、上記の使途基準に適合しないか否かは、当該議員の当該団体への活動状況等が、議員としての議会活動とは関係しないものである場合には、合理的関連性は否定されるというべきである。」と判示されています。

とはいうものの、受入れに研修費を充当したインターンシップ生が当該期間中に選挙活動等を行っていた場合には、結果的に、政務活動費を充てることができない経費に政務活動費を充てたこととなり、違法な公金の支出となると考えられます。

しかしながら、請求人が本件研修費の支出の違法性の根拠として示したインターンシップ生による選挙活動等は、いずれも研修費を充当した期間外の活動であり、インターンシップ生による選挙活動等に研修費が充当されたと認めることはできません。

以上のことから、本件の特定非営利活動法人Lへの議員会員費に対して政務活動費を充当することは、取扱要領等に研修費としてインターンシップ生の受入れに係る議員会員費の例示がなくとも、使途基準に反するとはいえ、違法性又は不当性があるとはいえないものと判断します。

(4) 結論

以上のことから、本件政務活動費については、使途基準に反する違法又は不当な支出であるということができません。したがって、本件監査請求には理由がないものと判断し、棄却します。